

第45号議案

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第1条の5 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

第35条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。